

「ただいま東京プラス」 ロゴマーク使用ガイドライン

第1条 目的

1. 「令和4年度地域観光事業支援（需要創出支援）を活用した地域観光支援事業」（以下「ただいま東京プラス」という。）は、感染症の拡大により甚大な影響を受けた観光産業の回復を図るため、都内観光に係る旅行商品等への支援を行い、新たな観光需要の創出を図るために実施するものです。
2. 「「ただいま東京プラス」 ロゴマーク使用ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）は、上記の目的を達成するために、「ただいま東京プラス」のロゴマーク等を使用するに際して、遵守すべき事項をまとめたものです。

第2条 定義

本ガイドラインで規定する「「ただいま東京プラス」 ロゴマーク」とは、別表1に定めるロゴマークです。

第3条 管理者

「「ただいま東京プラス」 ロゴマーク」の管理者および著作権者は、「ただいま東京プラス」事務局（以下「事務局」という。）です。

第4条 使用適用者

「「ただいま東京プラス」 ロゴマーク」を使用できるのは、「ただいま東京プラス」の趣旨に賛同し、本ガイドラインのすべての内容に同意する者です。

第5条 使用承認について

「「ただいま東京プラス」 ロゴマーク」の使用に際して、第7条に定める場合を除き、「ただいま東京プラス」に関する取組に使用するものであれば、管理者及び著作権者である事務局の承認は必要ありません。

第6条 報告

「「ただいま東京プラス」 ロゴマーク」の使用者は、事務局が求めるときは、必要な資料を提出するなど、使用内容を報告することとします。

第7条 不正使用等の場合

1. 「「ただいま東京プラス」 ロゴマーク」について、次に掲げる事項のいずれかに該当する行為が判明した場合は、「「ただいま東京プラス」 ロゴマーク」の使用はできません。

- (1) 本ガイドラインに違反した場合、またはその疑いがあり、事務局からの是正指示に応じないとき
 - (2) 使用内容が「ただいま東京プラス」の趣旨と著しく異なるとき
 - (3) 使用者が「ただいま東京プラス」の信用を傷つける行為を行ったとき
 - (4) 使用者が「「ただいま東京プラス」 ロゴマーク」を使用した取組について、安全上及び衛生上適切な措置を講じなかったとき
 - (5) 公序良俗に反するとき
2. 上記不正使用等の場合は、「「ただいま東京プラス」 ロゴマーク」の画像データを速やかに破棄し、いかなる理由があろうとも保存、開示、利用または譲渡することはできません。

第8条 ガイドラインの変更

本ガイドラインは、事務局により、事前の通知なく変更される場合があります。